

議案第9号

高根沢町使用料及び手数料条例の一部改正について

高根沢町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町使用料及び手数料条例の一部改正の概要について

1 改正理由

行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、「建物」、「土地」、「その他」に分けて規定されているところですが、このうち「建物」には屋内・屋外の区別がないため自動販売機の設置に係る使用料の適用について審査請求が提出されました。

町から諮問を受けた行政不服審査会において不当な点はないものと答申をいただきましたが、設置場所と使用料との関係を明らかにするなど必要な措置が望まれるとの意見が出されましたので、所要の改正をしようとするものです。

2 改正概要

(1) 分類の整理

使用料の分類について、別表第1において「種類」と「区分」に分けて規定されていたものを統合して種類のみで整理し、当該種類の適用について明確にします。

(2) 自動販売機種別の見直し等

飲料水以外の自動販売機の設置もあり得ることから、その種別の制限を解除し、あわせて文言の整理を行います。

※別紙参照

3 施行日

令和5（2023）年4月1日

改正前

種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考
建物	広告付き案内図板	1 基	12,000円	納入通知書により指定された期限	年額とする。年の途中で設置、廃止したときは月割計算
	自動販売器 (飲料水)	1 基	5,000円	毎月末日	月額とする。月の途中で設置、廃止したときは日割計算
	町立小中学校体育館	1 時間	500円	使用許可の日	
	上記以外のもの	m ²	評価額×(8/100)	納入通知書により指定された期限	全体の評価額に対し使用する面積の按分率により
土地	電柱敷地等(ただし、高根沢町道路 占用料徴収条例(平成17年高根沢町 条例第7号)及び高根沢町法定外公 共物管理条例(平成17年高根沢町条 例第8号)に規定するものを除く。)	1 本	電気通信事業法施行令(昭 和60年政令第75号)に規定 する額	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での 設置、廃止は月割計算
	上記以外のもの	m ²	評価額×(4/100)	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での 設置、廃止は月割計算
その他			評価額×(10/100)	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での 設置、廃止は月割計算

改正後

種類	単位	金額	徴収の時期	備考
広告付き案内図板置場	1 基	12,000円	納入通知書により指定された期限	年額とする。年の途中で設置、廃止したときは月割計算
自動販売機置場	1 基	5,000円	納入通知書により指定された期限	月額とする。月の途中で設置、廃止したときは日割計算
町立小中学校体育館	1 時間	500円	使用許可の日	高根沢町学校施設の開放に関する規則(昭和51年高根沢町教育委員会規則第4号)に規定するものに限る。
電柱敷地等(ただし、高根沢町道路占用料徴収 条例(平成17年高根沢町条例第7号)及び高根 沢町法定外公共物管理条例(平成17年高根沢町 条例第8号)に規定するものを除く。)	1 本	電気通信事業法施行令(昭 和60年政令第75号)に規定 する額	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での 設置、廃止は月割計算
土地(本表中他に規定するものを除く。)	平方メ ートル	評価額×(4/100)	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での 設置、廃止は月割計算
建物(本表中他に規定するものを除く。)	平方メ ートル	評価額×(8/100)	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での 設置、廃止は月割計算
その他(本表中他に規定するものを除く。)		評価額×(10/100)	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での 設置、廃止は月割計算

高根沢町条例第 号

高根沢町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高根沢町使用料及び手数料条例(平成12年高根沢町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

種類	単位	金額	徴収の時期	備考
広告付き案内 図板置場	1基	12,000円	納入通知書により指定 された期限	年額とする。年の途中で 設置、廃止したときは月 割計算
自動販売機置 場	1基	5,000円	納入通知書により指定 された期限	月額とする。月の途中で 設置、廃止したときは日 割計算
町立小中学校 体育館	1時間	500円	使用許可の日	高根沢町学校施設の開放 に関する規則(昭和51年 高根沢町教育委員会規則 第4号)に規定するもの に限る。
電柱敷地等(た だし、高根沢町 道路占用料徴 収条例(平成17 年高根沢町条 例第7号)及び 高根沢町法定 外公共物管理	1本	電気通信事業 法施行令(昭和 60年政令第75 号)に規定する 額	納入通知書により指定 された期限	年額により定めるものと する。年の中途での設置、 廃止は月割計算

条例（平成17年高根沢町条例第8号）に規定するものを除く。）				
土地（本表中他に規定するものを除く。）	平方メートル	土地の評価額 ×（4／100）	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での設置、廃止は月割計算
建物（本表中他に規定するものを除く。）	平方メートル	建物の評価額 ×（8／100）	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での設置、廃止は月割計算
その他（本表中他に規定するものを除く。）		その他の評価額 ×（10／100）	納入通知書により指定された期限	年額により定めるものとする。年の中途での設置、廃止は月割計算

備考 評価額とは、適正な時価をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に許可を受けて行政財産を使用するものの当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。